

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 2 7 年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、情報システムにおいて市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 1 の項中「又は住民票記載事項関係情報」を「、住民票記載事項関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 2 の項中「又は住民票記載事項関係情報」を「、住民票記載事項関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 3 の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 4 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 5 の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 6 の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表備考に次の 1 号を加える。

- (8) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。